議案第１６号

入間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

条例　別記のとおり

令和２年２月１８日提出

入間市長　　田　中　龍　夫

提　案　理　由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、職員の経過措置を延長したいので、この案を提出するものである。

入間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

入間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

附則第３条中「令和２年３月３１日」を「令和５年３月３１日」に改める。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。